

みんなでささえる 国保会計



～ 国民健康保険と後期高齢者医療保険の違いについて ～

「後期高齢者医療保険」は、平成20年4月から開始された制度です。「国民健康保険」と同じ医療保険ですが、仕組みが異なります。制度の主な違いについて以下の表で説明します。

【制度の主な違い】

	国民健康保険	後期高齢者医療保険
被保険者	75歳未満で、他の健康保険に加入されていない方	75歳以上の方 65歳以上75歳未満で、障害認定の申請により加入した方
保険料 ※国保は保険税	平等割＋均等割＋所得割＋資産割を世帯単位で計算し、世帯主に課税されます。	被保険者個人ごとに、均等割＋所得割を計算します。
保険料の納め方	特別徴収 （年金天引き） 以下の条件が揃っている世帯主が対象です。 - 世帯の国保加入者が全員65歳以上 - 年金が年18万円以上 - 特別徴収されている介護保険料と国保税が年金の1/2を超えない場合 普通徴収 （年金天引きとならない場合） ①金融機関などの窓口で納付 ②口座振替	特別徴収 （年金天引き） 年金が年18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料が年金の1/2を超えない方が対象です。 普通徴収 （年金天引きとならない場合） ①金融機関などの窓口で納付 ②口座振替 ※1
手続き	加入 - 他の市町村から転入 - 他の健康保険が切れた時 - 出生した時 - 生活保護を受けなくなった時 脱退 - 他の市町村へ転出 - 他の健康保険に加入した時 - 生活保護を受け始めた時	75歳の誕生日から自動的に被保険者になり、届出は不要です。 手続きが必要な時 - 他の市町村から転入 - 他の市町村へ転出 - 生活保護を受け始めた時 - 生活保護を受けなくなった時 75歳未満で障害認定による加入を希望する時
自己負担額	年齢や所得に応じて2割または3割※2	所得に応じて1割または2割または3割

※1 国民健康保険の時に口座振替をしていますが、後期高齢者医療保険に加入後は再度の口座振替の手続きが必要です。

※2 70歳以上75歳未満は、同じ年齢でも所得や収入に応じて負担割合が異なります。
 この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

～ 国保税・後期高齢者医療保険料の口座振替について ～

口座振替制度とは、国保税や後期高齢者保険料などをお届けいただいた口座から振替するものです。納付のたびに金融機関の窓口などに出向く必要がなくなり、便利で確実な納付方法です。

口座振替の手続きは、黒潮町および四万十市内のJA高知県、郵便局、各銀行、西日本信漁連などの窓口で口座振替依頼書を備え付けてありますので、上記の窓口で申し込みをしてください。

◆申し込みに必要なもの

●預金通帳 ●通帳のお届け印 ●納税通知書など納税義務者のわかるもの

※この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112
 ○口座振替についてのお問い合わせ 本庁 住民課 収納係 ☎43-2816